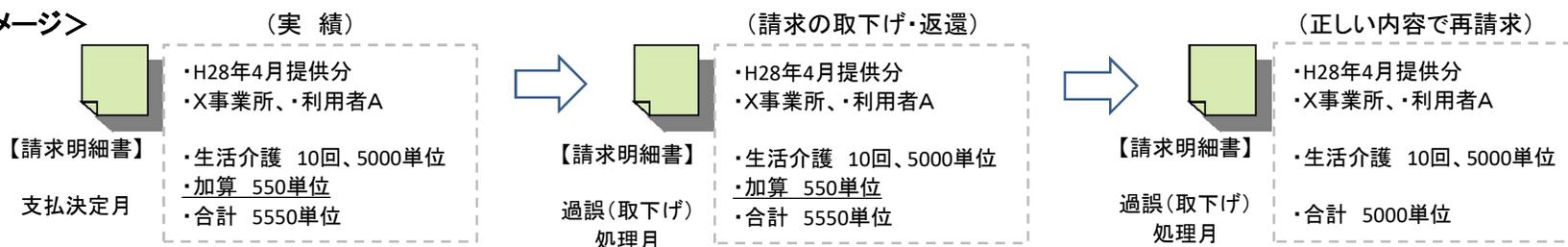


◎ 指導監査等に伴う自主点検による給付費の返還手続きについて

1 手続き

- (1) 実績(支払決定済)の請求明細書を取り下げ、過誤決定後に正しい内容で再請求する(再請求がある場合)ことにより、調整を行います。
- (2) 利用者にかかる該当月の請求金額をいったん取り下げします。加算部分のみの調整などはできません。
- (3) 取り下げを行った同一審査月に再請求します。
- (4) 返還額が多額に上る場合、数ヶ月にわたって計画的に調整を行うことも可能です。別途、障害福祉課と協議をお願いします。
- (5) 富山市以外にも返還がある場合(富山市以外の市町村の場合)は、各市町村へ直接相談してください。
- (6) 件数が多い場合、正確な処理のための確認に時間を要します。(過誤処理審査月の前月15日までに提出)

<返還イメージ>



2 利用者負担金の返還

- (1) 返還対象となった給付費について、利用者の自己負担が発生している場合は、利用者への返還も必要となります。
- (2) 利用者へ返還したことがわかる書類(領収書の写し等)を完了報告書とともに提出してください。

【連絡先】

- ・障害福祉課自立支援係
(076) 443-2207
- ・富山県国民健康保険団体
連合会介護保険係
(076) 431-9816
- ・指導監査課
(076) 443-2077

◎ 指導監査等に伴う自主点検による給付費の返還手続きの流れ（通常の手続き）

経過	内容	担当又は提出先等
指導通知	① 自主点検指導・命令等 ② 点検の実施及び返還を要する給付費の確定	指導監査課 ⇒ ●事業者 ●事業者
通知後1ヶ月以内	③ 「 <u>点検結果報告書</u> 」の提出 （添付：市町村別返還金額一覧表、利用者別返還金額一覧表） ④ 「点検結果報告書」の確認 ⑤ 返還手続き開始の連絡 ⑥ 「 <u>障害者自立支援給付費等過誤申立書</u> 」（取下げ依頼）の作成・提出 （過誤処理審査月の前月15日までに提出） ⑦ 利用者負担金の返還を要する場合、利用者等への返金・領収書等の受領 ⑧ 給付費の過誤処理（取下げ・給付費返還）依頼	●事業者 ⇒ 指導監査課（指導監査課 → 障害福祉課） 指導監査課・障害福祉課 指導監査課 ⇒ ●事業者 ●事業者 ⇒ * 障害福祉課 ●事業者 ⇔ 利用者等 * 障害福祉課 ⇒ 国保連合会
過誤処理審査月	⑨ 給付費の過誤処理 ⑩ 「障害者自立支援給付費等過誤決定通知書」の送付 ⑪ 過誤調整額の確認 ⑫ 給付費の返還 ⑬ 正しい内容での再請求（再請求がある場合） （インターネット請求など通常の方法で請求してください。）	国保連合会 国保連合会 ⇒ ●事業者 ●事業者 ●事業者 ⇒ 国保連合会 ●事業者 ⇒ 国保連合会
過誤処理審査月の翌月	⑭ 再請求分にかかる介護給付費等の通知・支払い ⑮ 「 <u>返還完了報告書</u> 」の提出 （添付：障害者自立支援給付費等過誤決定通知書の写し、 障害者自立支援給付費等支払決定通知書（再請求にかかる部分）の写し、 利用者負担返還にかかる領収書の写し等）	国保連合会 ⇒ ●事業者 ●事業者 ⇒ 指導監査課（指導監査課 → 障害福祉課）

（※ 実際の手続きに当たっては、必ず、障害福祉課と協議・確認のうえ進めてください。）